

平成19年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時：平成19年8月7日（火） 午後6時35分～9時00分

場 所：石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者：石黒匡人会長、角田義寛副会長、青木昭子委員、大森由紀子委員、越智一委員、熊谷美香委員、斎藤美樹子委員、長良幸委員、椿俊夫委員、羽田美智代委員、松尾拓也委員、吉岡和則委員、上田均委員

（欠席：沖野和子委員、軒名孝委員）

《事務局》：企画財政部長佐々木隆哉、協働推進・男女共同参画担当主査石澤強、協働推進・男女共同参画担当田村奈緒美

傍聴者：0人

=====

【石黒会長】

みなさん、こんばんは。非常にお忙しい中、また大変お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございます。予定されている委員の皆さんが全員お揃いですので、ただいまから平成19年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会を開催させていただきます。本日は、沖野委員と軒名委員がご都合により欠席されております。

7月30日付けで本日の資料をお送りさせていただいておりますが、皆さんお持ちでしょうか。

本日の議題は、昨年度から検討しておりますが第3次の市民参加制度調査審議会で、本年度は答申を出すことになっておりますが、この答申に向けての論点整理について審議していきます。

終了時間は20時30分を目処として進めさせていただきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。それでは最初に事務局から資料説明をお願いします。

【事務局（佐々木部長）】

それでは資料について説明をいたします。本日の資料としては第2回市民参加制度調査審議会と書いてあります10ページものの資料と、ほかに資料1については別冊にしております。それでは順次説明をまいります。最初に市民参加制度調査審議会の表紙の資料8ページをご覧ください。これは、前回の審議会で羽田委員から審議会の議事録の作成方法が全体的にどのような傾向にあるのだろうかというご質問がありまして、次回提出しますとお答えしていたものです。この資料は議事録の作成方法と確定のさせ方、この2つについてそれぞれの審議会がどのような取扱いをしているのかをまとめたものです。表の中に横棒が引かれているところがありますが、これは議事録の作り方などについての統一的なルールを決めましたガイドラインの中で、議事録の作成方法や確定方法についてはそれぞれの審議会の中で話し合って決めることとなっておりますが、ガイドラインができてから開催する機会がなかったので取り決めがされていない審議会を示しております。すでにルールを決めている審議会での状況としましては、9ページの表の一番下にありまして、議事録の作成方法としては全文筆記としているのが17審議会で45.9パーセント、要点だけを記録しているのが18審議会で48.6パーセント、テープをそのままの形で保存しているというのが2審議会で5.4パーセントという状況になっております。また、議事録の確定方法ですが、会長が確認するとしている

のが30審議会で81.1パーセント、出席委員の中から署名委員を決めてその方に確認していただくというのが4審議会で10.8パーセント、委員全員の確認をするとしているのが1審議会の2.7パーセント、その他としてはテープをそのままの形で保存するというのが2審議会あります。

続きまして10ページの資料4ですが、これについても前回羽田委員からご質問がありました、財政再建などに関連して職員から各種提案を募ったわけですが、その中でどのようなものが採用されているのだろうかというご質問がありましたので、ここでまとめております。

【石黒会長】

これから資料1と資料2の説明をして議論をしていきますが、今、資料3について簡単に説明いただいて、資料4についてもそれぞれ見ていただいてということでしたが、資料3と4についてご質問や確認されたいことなどはありませんか。

【大森委員】

資料3では筆記方法と確定方法が書かれていますけれども、委員に対する議事録の配布については全員にされていると考えているのでしょうか。それは各審議会や運営委員会に任されていることなのでしょう。

【事務局(佐々木部長)】

ガイドラインの中では配布するかしないかまでは決めておりませんでした。常識的に考えれば委員の皆さんには配布されているものと思いますが、そうでないところもありますか。

【大森委員】

私は学校給食センターの運営委員もやっておりまして、議事録はいただけるものと思っていたのですが、今日の午後に運営委員会がありましてとうとう送られてこなかった。私はインターネットで見てプリントアウトしたのですが、今日の運営委員会の中でも配布してほしいということをお願いしてきました。その辺りはどのようになっているのか疑問でした。

【事務局(佐々木部長)】

申し訳ございません。そのようなところがあるとは想定もしていなかったものですから。ほかにもあるのでしょうか。

【松尾委員】

以前、都市計画審議会の委員をしていたことがあるのですが、議事録を見た記憶がないのですけれどもどうだったのでしょうか。

【事務局(石澤主査)】

私はその当時事務局でしたけれども、都市計画審議会はお送りしておりました。

【松尾委員】

私がきちんと見ていなかったのです。その後、他の審議会委員になって議事録が送られてきたときに、そういうものなのかと思った薄っすらとした記憶があるのですが。

【事務局(石澤主査)】

その頃は事務局で議事録を作成したら、委員の皆さんにお送りしていました。

【羽田委員】

私が都市計画審議会の委員をしていたときも送られていましたよ。

【松尾委員】

すみません。私がきちんと見ていなかったのです。

【石黒会長】

いずれにしても、ガイドラインの中ではそこまで書いていないということですね。配られていないところもあるかもしれないけれども、全体としてどうなのかは確認はされていないということですね。

【事務局（佐々木部長）】

はい。普通に考えてそういうことがあるとは思っていなかったものですから、これについてはガイドラインに入れる入れないという以前の話ではないかと思しますので、改めて周知を図りたいと思います。

【大森委員】

年度が変わっても、運営委員会などは前のことを引き継いで考えていくべきものですよ。それなのに議事録がただけなまま話をしていくことは私にはとても不自然でした。

【事務局（佐々木部長）】

それは前の委員でやったときの議事録という意味ですか。

【大森委員】

いいえ。昨年12月でしたから私も出ておりました。

【事務局（佐々木部長）】

わかりました。二度とそのようなことのないようにしていきたいと思います。

【羽田委員】

筆記方法等は各審議会の中でメンバーが変わるたびに毎回決めるのですか。

【事務局（佐々木部長）】

方法についてはメンバーが変わるたびに確認してもらっています。その時に最初からどのようにしますかと言うか、前回まではこのようにしていましたがどうしますかと言うか、その辺りについては各審議会のやり方があるのではないかと思います。

【羽田委員】

主体的に集まっている方たちですからその都度決めることは大事だと思いますが、全文でなければいけないようなところだとか、もちろん諮問を受けているようなところについては、当然、全文であるべきということを決めることも必要なのではないかと思います。すべての審議会を見たことがないのでわかりませんが、社会教育委員の会議は要点筆記になっていますが、容量が多いから要点筆記なのかもしれませんけれども、議会で承認を得ているところなどはきちんと全文筆記が必要なのではないかと思います。社会教育委員は確か承認が必要ではなかったでしょうか。教育委員だけだったでしょうか。私は主体的に決めるにしても市民参加制度を活かすためには最低ラインは必要ではないかと思えますね。

【事務局（佐々木部長）】

最低ラインとしては議事録をきちんと作って、それを事務局一任ではなくて委員の誰かに確認してもらうことだと考えております。それぞれの審議会ですべてか要点にすべきかということについてまで市のほうで縛りかけることは、現在の審議会の運営方法からいって如何なものかというのが正直な感覚です。

【羽田委員】

それは諮問を受けていても同じ考え方ですか。

【事務局（佐々木部長）】

諮問を受けて、それに対して答申をするということであれば、パターンとして結果だけわかればよいという場合もありますし、どうしてこうしたのかという理由までしっかり残しておかなければいけない場合もあるかと思いますが、また、非常に数が多くて全文にすることが大変だからそのままテープの形で残すということもありますし、それはそれぞれの審議会の特性に応じて各審議会でご判断いただければよいのではないかと考えております。

【長委員】

全文にするか要点にするかは意見の分かれるところだと思いますけれども、審議会の席である程度自由に話ができるという雰囲気にするのであれば要点筆記にすることも必要なのかという気はします。全文筆記であれば発言したことがすべて記録に残りますから、微妙な問題についてはなかなか発言しにくいということがあるかと思いますが、各審議会で決めることはよいかと思いますが、ただ、事務局サイドから以前はこうであったと、ある程度条件付けられた提案がされて、その方法が決められることはよくないのではないかという気が若干しています。

【石黒会長】

審議会等の議事録の作成関係につきましては、今いくつかご質問等が出されて問題もあろうかと思いますが、答申のたたき台の議論ができなくなっても困りますので、確かに審議会の議事録については羽田委員も以前から指摘されていて、今回も資料を求められたのだと思いますが、答申文案をまず進めていって余裕があればこちらの問題もということで、余裕がなければ何人かの方は残られるでしょうし、次期の審議会でも検討していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ただ、先ほどありましたように委員の方に送られていないようなところがあれば、それは当然改善してもらうことは確認して、筆記方法などについては先送りさせていただきたいと思います。

1点確認させていただきたいのですが、この審議会の確定方法は委員全員に入るのでしょうか。委員全員に見ていただいてそれぞれに指摘いただいた上で修正して、私のほうで署名して皆さんにお配りする形ですよね。

【事務局（佐々木部長）】

最終的に誰が署名等をしたときに確定するかということになりますから、一応確定方法としては会長の署名ということになります。

【石黒会長】

今までのやり方は会長が確定するということになるわけですね。そうすると1つだけありますが、全員というのはどのような場合なのでしょう。

【事務局（佐々木部長）】

これはメンバーが少なくても5人の審議会なものですから、5人全員が署名をするという形です。

【石黒会長】

それでは会長が確定するとなっているところも、皆さんにチェックしてもらっているところもかなりあると想定されますね。

それでは資料1についての説明をお願いします。

【事務局（佐々木部長）】

それでは資料1と資料2についての説明をさせていただきます。前回の審議会でも答申に向けての論点整理案という資料をお出ししまして、それについては概ねご了解いただいたということでしたので、

前回提示しました論点整理でピックアップしました項目それぞれについて、委員の皆さんに事前にご意見を伺ったところです。いただいたご意見をまとめたものが資料2です。この中で委員の個人名は出しておりませんがAからMまでの記号で識別はできるようにしてあります。

資料1の説明に入りますが、今回の審議会で諮問されていることとしましては、市民参加制度の実施運用状況の評価と制度をよりよい内容にするための改善方策という2点です。そのうち最初の運用状況の評価ということで言いますと、ひとつは17、18年度の2年間を見てどうだったのかということと、条例がスタートしてから5年間経ちましたので、5年を一区切りとして振り返って総括的な評価をするということについてご了解いただいたと理解しております。資料1の1番は17、18年度の市民参加手続の実施状況についてをまとめております。最初は実際にどれだけの手続が行われたのかを書いたあとで、特徴的なこととしましてパブリックコメントへの意見提出者数が増えていることを取り上げさせていただきました。この原因としましては、これまでも説明させていただいておりますとおり、パブリックコメントの時期に合わせて意見交換会をやったり、過去に意見を提出してくれた方に個別にご案内したりということをしている効果ではないかと分析しておりますが、このような工夫をすることによって、さらに市民からの意見を掘り起こす可能性があるのではないかとということまで書き込んでおきました。ただ、次の段落ですが審議会の開催についての情報提供の遅れということについては、昨年、一昨年ともまだ根絶できておりませんので、そのことについて関係職員の更なる自覚ということで記載をしております。そのあとの部分ですが、資料2の6ページの(7)をご覧くださいなのですが、具体的な問題事例を出すかどうかの設問に関してですが、これまでの議論の中で具体的な問題事例となるのかというお話しがあったのは、市民憲章、市木、市花、市鳥の検討の話と番屋の湯の売却の話のふたつがありました。最初の市民憲章の件では、委員からいただいたご意見としては「これ以上の検討は不要・難しい」というご意見が多かったのですが、事務局として会長と相談させていただきましたが、これについては最初に審議会スタイルで原案を作って、それをパブリックコメントで市民意見を聴くというやり方を取ったことについて、これを一概に否定するということまではできないと考えておりますが、過去の議論でもあったように、市民が意見を言いやすいテーマであるということもありますので、一般的な公募というような手法と組み合わせるような可能性もあったのではないかとことを指摘してはどうかということで、「今後同種の決定をする際には、それら多様な手順もあわせて検討することを望む」という形で記載をしました。もうひとつの番屋の湯の売却ですが、これについては「答申に盛り込むことを検討すべき」というご意見が2人、「これ以上の検討は不要・難しい」という方が6人で、これまでの議論の中でも具体的に何をどのように変えればよいのかについて、議論をつめることができませんでしたので、これについては今回これ以上コメントをつけることは現実的に困難ではないかと考えまして、ここでは記載しておりません。これらのことについても、これからご議論いただければと思います。

続きまして2番目ですが、条例施行後5年が経過した時点での総括的な評価についてです。これについては市民アンケート結果で条例を「詳しく知っている」あるいは「おおまかに知っている」という方が約20パーセント、「名前を知っている」という方まで含めると65パーセントということで、このデータはごみの有料化に関するアンケートから取ってきておりますが、これをどのように評価するかがひとつのポイントになります。資料2の1ページの(1)に、これについて各委員からいただいた意見についてまとめたものを載せております。「この程度だと思う」と感じられている方が多いようでしたので、一応「数字としては妥当な水準と判断できるかもしれない」としております。ただ、

各委員さんのご意見としましてはこれでよいとは考えていないことは明らかでありますので、「市民参加制度を意義あるものとするためには、市役所と市民が相互に働きかけることが必要であることを考えると、現状で満足することはできない」とした上で、この委員のご意見の中にありました具体的なご提案、例えばK委員の「市民の声によって具体的に変わった事例をPRする」とか、H委員のご提案で「職員が感じている条例の効果を市民に伝えることが必要」というところで、このようなことをしながら更に市民の認知度を上げる努力が求められるという形でまとめさせていただきました。

続きまして(2)市民の声を活かす条例を施行した効果についての評価です。これは資料2の1ページの(2)で各委員のご意見を伺ったのですが、基本的にはこの条例は市役所を変えるということと、それによって市民意見をどんどん取り入れて政策決定のレベルを上げるというふたつのねらいをもっておりますので、市役所がどれだけ変わったのか、政策上の効果がどれだけあったのかという2点から考えております。まず、職員のアンケートでは現実的に効果を感じている職員が非常に多いということもありますし、また、職員アンケート自体の回答率も近年ずっと上がってきているということがあります。ですから市役所を変えるという点では一定の評価ができるのではないかと思います。ただ、政策決定のレベルを上げるということになりますと、現実的に市民参加手続に参加した市民や出された意見の絶対数がそれほど多くないということは否定できません。また、職員アンケートでも「よりよい政策決定ができた」というプラス効果を感じている職員というのは、今のところ3分の1くらいに止まっておりますので、こちらのほうの効果だとまだ低いと言わざるを得ないのかと考えてこのようにまとめました。ただ、これについては2ページにありますI委員から「これまで市役所への働きかけは陳情や要望の形で改善を促してきた経緯があり、市民側が意見の表明が不得手なのはやむを得ないことではあるが、これから時間をかけて直していけばプラス効果が出てくるのではないか」というご意見をいただいております。そのご意見を活かしまして「市民が思考を切り替えるためには一定の時間と継続的な働きかけが必要なので、市民が条例の具体的メリットを感じるような場面を市役所側が作っていく」ということを求めるような形でまとめさせていただきました。また各委員にご意見を伺ったものの中では、市民参加手続の効果とコストの比較についてどのように考えますかということも聴きましたが、これは比較そのものを疑問視するご回答がかなり目立ちましたのでこれについては、あえてここでは取り上げないほうがよろしいのではないかと思います。これについては省いております。

次に(3)で審議会制度の運用状況ですが、基本的に審議会の委員さんに行ったアンケートの結果を見ますと、概ね満足できる水準に達していると考えてよろしいのではないかと思います。「今後も更なる確かな説明や柔軟な開催方法の検討など、審議会の運営改善に向けて努めてください」ということで、これまで当審議会で議論されてきたようなことを、ここでもう一度言っております。ただ、問題となるのは審議会の傍聴者ですが、1回当たり1人台で、ごみの有料化の市民アンケートでも「委員の公募制を知っている」という割合が約30パーセントですので、市民の声を活かす条例自体で「開かれた審議会の制度を作ってはいますが、その制度自体がまだ十分に活用されていない」という指摘も入れております。今後は「委員になっても良い」という方が3割弱いるという結果も出ておりますので、そうした方々への働きかけあるいはそれと同時に審議会そのものの活動内容を一般の市民の方にももっともっとよく知っていただくということで、審議会という制度そのものの周知を進めていくということも必要ではないかとまとめております。また、公募委員の掘り起こしですが、これはこの審議会でも以前意見が出ておりましたが、広報にあまりくどくどと書かないで、要点だけをまず書く

という方法もあるのではないかというお話がありました。そのやり方が本当に良いのかということはまだやっていないのでわからないということもありますので、試行錯誤の中でいろいろな方法も試してみるとということも大事ではないかとまとめております。

続きまして(4)パブリックコメント制度です。資料2のほうは5ページになります。事務局のほうとしてもパブリックコメントへの意見の提出が活発だとは考えておりません。また、ごみ有料化についての市民アンケートの結果を見ますと、パブリックコメントの結果を知らない市民が5割を超えている、また、ごみの有料化のパブリックコメントを実施していることを知らなかったという方が3分の2にもなっています。更にパブリックコメントをやっていることを知っていて、意見を出したいと思っても様々なハードルがあって意見が出せないという状況も垣間見えるところです。各委員からいただいたアイデアをここで箇条書きで から までまとめさせていただきましたが、答申の形としては、ここにあるものすべてでもいいですし、この中から効果のあるものを例示するような形で出してはどうかと考えております。

(5)あい・ボードの運用状況ですが、市民アンケートの結果などを見ると、あまり活用されていないという形でスタンスを記しております。ただ、あい・ボード自体をどうしたらよいか各委員のご意見を伺ったところ、現実的にインターネットが使えないということもありますし、あい・ボードが一番早くて、詳しい情報を知るきっかけになるという市民の方も現実にはいっしょであろうというご意見もありますので、まずは市民にもっと活用してもらうための取り組みを求めるというスタンスでまとめております。ただ、委員のご意見の中にもありましたが、様々な取り組みをしてもあい・ボードが市民に浸透しないということであれば、その時点で存廃についての検討も必要になるのではないかと指摘にとどめております。

続きまして3市民参加制度の見直しについてです。前回論点整理の中で、手続を拡大する場合がふたつ、縮小するものをふたつ出させていただきました。これらについて、各委員会からご意見をいただきましたが、資料2の6ページから7ページにありますとおり、比較的各委員のご意見が割れております。そういうことで今回はこの部分についての答申のたたき台は作っておりません。もう一度論点を整理しなおして、資料として提出いたしました。(1)の公共施設の建設、買取りのような新增設を市民参加手続の対象とするというひとつの案がありますけれども、まず、制度改正が必要とする考え方としては、ここにありますように大きく分けて5点くらいが考えられるかと思えます。ひとつは公共施設を新しく作るかどうかは総合計画を作る時点である程度整理されるという理解で進んできたのですが、現実的に総合計画を作る時点でそこまで検討するのは難しいのではないかと。ふたつめは財政状況が非常に厳しい現在、市民の関心も高いですし、事業実施の段階で市民も交えて検討したほうがいいのかということ。そして、職員アンケートの中でもこれらの市民参加手続を行う必要性が指摘されております。公共施設というのは市の仕事の中でも市民の暮らしに密着した分野になりますので、それについての市民の関心は高いと思われれます。また、これは委員の意見の中にもありましたが、公共施設の設計の概要については現在手続の対象としておりますが、そちらのほうを対象としていて、施設を作るか作らないかを対象外とするのはバランスを欠くのではないかとご意見もございました。逆に改正しなくてもよいという考え方ですが、これは今回委員の意見の中からもいただいたものですが、「市役所が十分検討したのなら、手続をしても結果は変わらないのではないか」あるいは「手続の段階よりも市役所のほうで決定後に市民に対して十分な説明をすることが大切」というご意見もありました。ですから、これらの意見を踏まえてこの場でご議論いただければ

ばと思います。

次の(2)公共施設の休廃止について市民参加手続の対象とすることですが、制度改正が必要とする考え方としましては、現在、公共施設の利用方法に関する規定の廃止ということで手続の対象となっておりますが、現実的には規定の廃止というのは施設そのものを廃止することに伴って出てくる二次的なものですから、まずはその根っこのところの議論をするべきではないのかということ。あるいは公共施設は税金で維持しているのだから、その廃止については事前に市民の意見を聴くべきだという考え方。またこれも身近な施設ですから、やはり設置だけではなくて廃止をすることについても市民の関心は高いのではないのかという考え方があります。また、制度改正が不要とする考え方としては、「市役所が十分検討したのなら、手続をしても結果は変わらないのではないか」ということでした。一応、参考としまして、仮に(1)と(2)を見直した場合に条例や規則にどのように定められているかというイメージを作ってみました。条例のほうでは、現在、市民参加手続はこのような場合に行いますということを表の形で載せておりますが、その中にひとつ新しい段を作りまして「公の施設の新設、改良、休止及び廃止」を付け加えます。「ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く」としまして、これを受けて規則の中で、例えば(1)から(3)のような形で、このような場合は手続をしなくてもよいというルールを決めていくようなイメージにしております。これはあくまでも規定の方法をモデルとして示したものですので、内容そのものがこのようになるということではありません。これについてはこの審議会でこれらを改正すべきだという答申をいただきましたら、そのあと市役所の内部で具体的にどのような規定の仕方をしていけばよいのかを検討していくこととなります。

次に(3)ですが他の制度に基づいて市民の意見を聴くための手続をやるときには、今の条例の第2章は市民参加手続の一般ルールですが、この適用を除外するという点についても意見が割れております。適用除外とするように制度を改正したほうがよいという考え方としましては、現実これまで上乗せしてきましたけれども意見が提出されていないということで「通常よりも余計に時間などをかける効果がないのではないか」という意見や「現在そういうものについてわざわざ通常の手続に上乗せをしてやるという市民ニーズがないのだから、無理に適用させることは、この市民参加全体を発展させる上で望ましくないのではないか」という意見。また「市の条例を適用しないとした場合でも、それぞれの制度に基づく全国統一レベルの市民参加の機会が確保されている」という考え方がありました。また、委員からいただいた意見の中で、制度改正が不要とする考え方としては「もう少し事例を積み重ねてから判断してもよい」あるいは「市民参加の幅は狭めないほうがよい」というご意見をいただいております。資料1の6ページに参考としまして、現行と仮に考え方に基いて制度を改めた場合にどこが変わってくるのかをまとめた表をつけております。現在は他の制度と市民の声を活かす条例がふたつ重なって適用になっている主なものとしては、都市計画決定と森林整備計画の決定になります。これで見ますと制度を改めた場合、都市計画決定のほうは何が変わるかと言いますと原案周知、意見提出の期間が現在は1月となっておりますが、制度を改めた場合には原則2週間、案件によっては3週間ということで、若干期間が短くなっていることがあります。また、森林整備計画のほうにつきましては基本的には変わりません。市民の声を活かす条例と全国一律のやり方がたまたま同じになっています。こういったことも参考にしながら今後議論を進めていただければと思います。最後に(4)公共施設の利用方法を定める規定の制定改廃ですが、今は基本的にはすべて一律に手続の対象としておりますが、これを特に市民の関心が高い場合だけ手続を行うという場合について、

制度改正が必要とする考え方としては、これは前回もご説明をしましたが、すべてを対象にしようとしても、これまでの状況を見ると市民から意見をいただくような案件がないのではないかとしますと、現実的には市民の参加ニーズが高いと判断される場合だけに限定するのが、より現実的なのではないかということです。これに対して制度改正が不要ではないかという考え方としては「もう少し事例を積み重ねたほうがよい」あるいは「公共施設は市民が意見を言いやすいので利用者の意見をすべて吸い上げて欲しい」。また、「市民の関心が高いかどうかの基準の設定が難しい。それを行政だけで考えるのはどうなのか」というご意見もいただいています。説明が長くなって申し訳ございませんでしたが、資料1の説明は以上とさせていただきます。

【石黒会長】

ありがとうございました。

最初に言うべきでしたが、委員の皆さんにはお忙しい中、アンケートでの意見の提出にご協力いただきましてありがとうございました。それが整理されたものが資料2になります。それも踏まえて、更にこれまでの審議会の意見等も踏まえて、一応、たたき台として作らせていただいて、これに対していろいろご意見をいただいて、次回は原案を作成してそれをいろいろチェックして修正して確定させるというように進めていきたいと考えております。そのたたき台が資料1になりますが、その中でも見直しのところについては委員の皆さんからいただいた回答でも意見が分かれていますので、たたき台としてひとつの案としてまとめることは無理があるのではないかとということで、それぞれの意見をあげさせていただいております。今日またご議論いただいて、方向が見えればそれを受けてひとつの方向での文書を作って、またお諮りするということに進めていきたいと思っております。

それから、資料1の1の実施状況の評価のところでは先ほど説明もありましたが、番屋の湯の売却については、前回、かなり時間をかけていろいろご意見をいただきましたが、このようにすべきだったというようにまとめることはなかなか難しい状態だったと思いますし、これで良かったのではないかとご意見の方ももちろんいらっしゃいますし、アンケートでもこれ以上の検討は不要、難しいということです、はずさせていただいているということです。それに対してこれ以上の検討は不要、難しいという意見が多い市民憲章のほうは、私としてはまだそんなに議論していなかったように思っていることと、どうすべきだったかということを出すことは難しいのではないかとご意見の方も多いのではないかと考えから、案としてはいろいろ適切な方法を検討してやっていく必要があるのではないかと、少し意見も出ていましたがこれに関しては別な方法もあったのではないかとことを入れさせていただいております。

まず、資料1のご質問からお聞きしたいと思います。それから、資料2で自分の出した意見が書かれていないというようなことがあれば合わせてお出しいただきたいと思っております。

【長委員】

自分が書いたものではありませんが、資料1の3ページの一番上に書いてある「3割弱の市民が条件次第では委員になっても良い」というお声があるようですが、これは具体的にどのような条件なのかかわかれば教えていただきたいのですが。私の住む厚田区ではちょっと考えられない数字だと思います。

【事務局(佐々木部長)】

これは前にお配りしておりますごみ有料化に関するアンケートの中で、「委員になっても良いが時間がない」という方が16パーセントいらっしゃいます。ですからこの方は時間の都合さえあえば委

員になってもよいということですね。それから「委員になっても良いが応募が面倒」、「声を掛けられれば委員になっても良い」これらはこちらのほうから話を持っていけば委員になれるという方です。あとは「機会があれば委員になつてみたい」というこれはかなり積極的な方ですが、この方が6.4パーセントということで、このように条件さえなんとかなれば委員になつても良い、委員になることも考えたいという方の割合が合わせるとだいたい30パーセント弱くらいになっておりますので、そのデータをいただいております。

【長委員】

3割くらい委員になつても良いという気持ちのある方がいる中で、パブリックコメントの数があまりにも少ないという気がしたので、この数字は意外と正直な数ではないのかという不安もあったのですが、その辺りは数字を出しても大丈夫なものでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

自分の本心とは違うことを答えているかもしれないということでしょうか。

【長委員】

そういうことではなくて、3割弱の方が委員になつても良いということであれば、10人も委員がいてどうして公募は1人か2人なのかということで、委員はもっと公募から選ぶべきだということになるような気がして、でも実際に公募をしても委員の数が埋まらないというのは、私のいる厚田区での現状なので、審議会の中でこのように数字を出して答申するということになる、トップの方は公募委員の数をもっと多くするべきだということになるのではないかと思います。

それに、パブリックコメントでもっと意見が出てきていけば、パブリックコメントで意見を言うこと自体は時間がないとか声がかからないからということでは理由にならないですね。自分の思っていることを書いてファックスすればいいことですから、そんなに難しいことではないのだけれども、1件当たり3人まで満たないということであれば、そんなに関心がないのではないかと思います。私も有機野菜を作っていて、皆さん有機野菜を食べたい、欲しいと言うけれども実際の行動には移らないということもありますから、そのような中で数字を出していくことは不安に思っています。

【越智委員】

ここにある数字とパブリックコメントは別に考えたほうが良いと思います。委員になつても良い人が30パーセントくらいいて、確かに頼まれればやるし、興味があったらやるかもしれないけれども、何か意見を書いて欲しいということになれば皆さん引いてしまいます。パブリックコメントに意見を出すということは原案を調べて理解しないと意見は書けないし、書くことが苦手という人がほとんどです。

【石黒会長】

この3割弱と数字を出すことがどうなのかという意見がありますが、この同じ段落に市民アンケートで委員公募を知っているという市民の割合が30パーセントに留まっているとなっていて、3割弱の市民が条件次第では委員になつても良いと考えているとなつていますが、この3割弱の市民というのは制度を知っている人のうちの3割ということですか。

【事務局（佐々木部長）】

違います。全体の30パーセントです。

【石黒会長】

このアンケートで知つたという人もいるかもしれないですね。

【事務局（佐々木部長）】

この設問としては「市民が公募などにより審議会の委員になることをどのように考えますか」という聞き方をしていますので、かならずしも公募だけということではなくて、どこかからか推薦されてということも含めれば条件次第では委員になっても良いと言っている方が3割くらいいて、ただ、その条件の中で言えば「時間が合わない」という人に「何時ならよいのか」という聞き方をしたときには何時でも合わないという人が結構いるのではないかという気はしています。

【石黒会長】

今は全然時間が無いけれども、時間ができたら委員になっても良いですよという人も入っている可能性があるわけですね。ただ、長委員が心配しているのは、数字を出してしまうことで数字が一人歩きしてしまったり、全然違うほうに使われたりする危険はないかということも言われていましたが、他の皆さんはいかがでしょう。

【羽田委員】

私はこのままストレートに、この矛盾だらけの現実を述べたら良いと思います。この矛盾に市民になかなか浸透しない現実があると思いますね。この3割と30パーセントという書き方はどちらかに統一して書いたほうが良いように思いますけれど、矛盾があることを述べることも大事ではないかと、それが現実だと思います。

【越智委員】

これはごみ有料化のアンケートでの数字ということでしたよね。ごみのことに関しては関心があったけれども、他のことは関心ありませんということでしょうね。この数字はごみ有料化のときのアンケートであるという注釈かなにかをつけたらいいのではないですか。

【石黒会長】

審議会一般ということではなくて、特定の問題のアンケートであるということですね。確かにそれはあるかもしれませんね。それを示すような言葉を入れて、最初の30パーセントはあまり知られていないということで、後のほうの3割は委員になっても良いと考えている人もある程度いるということに使っているわけですね。

【松尾委員】

条件次第では委員になっても良いという意見は、積極的に委員をやりたいというニュアンスではないので、この数字はこのまま書かれていても違和感はないように思います。

【石黒会長】

3割と30パーセントという数字の調整はするとしても、ある程度このような形で数字を入れていてもよろしいでしょうか。

【長委員】

先ほど越智委員が言われたように、特定のアンケートであるということを示しておけばよろしいかと思えます。

【石黒会長】

ありがとうございました。その他の点でご質問はありませんか。

【越智委員】

あい・ボードの運用状況についてですが、あい・ボードの設置場所は決まっていますよね。そこに掲示するものはどこかの課で統制していると思いますけれども、どこのあい・ボードにどのくらいの

数のものを入れて、どのくらいのを追加したのかという数字はおさえていないのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

あい・ボードはパンフレットなどを入れて自由に持っていってもらふスペースとチラシのようなものを貼って見てもらうというスペースとふたつありまして、今のご質問はパンフレットのほうだと思いますが、現在は週1回見てまわっていますので、無くなっていけば随時追加をすることになっていますけれども、どれだけ追加したかについてはおさえておりません。ただ、これまでの経験ですと無くなる確率が高いのは市役所と図書館あたりなので、こちらでも注意をしながら見ているという状況です。

【越智委員】

そうすると全体の数値としてはおさえていないということですね。

【事務局（佐々木部長）】

そうですね。どれだけ見られているか、どれだけ使われているかということはおさえておりません。

【斎藤委員】

あい・ボードに入れる資料は1年トータルのものばかりなのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

1年トータルではなくて、長くて1月くらいです。

【斎藤委員】

当然、あい・ボードに入れるための資料を作るための経費がかかっていると思いますが、せっかく作っても持っていけないで余って捨ててしまったということもかなりあるのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

はい、あります。

【大森委員】

あい・ボードに関しては行政からの掲示物だけではなくて、一般市民が活動をお知らせできるという部分もありますから、全部市の財政に関わっているということにはならないと思います。やはり市民が発信する場でもあるわけですから、あい・ボードはできるだけ利用できるようにしておくべきだと思いますが。

【斎藤委員】

使う場合は市のほうに許可を得てあい・ボードに貼る形ですか。

【事務局（佐々木部長）】

市のほうに掲示物を持ってきていただいて、各あい・ボードには市のほうで貼っています。市としても他に掲示するものもありますので、それと一緒にという感じです。

【石黒会長】

他に質問もあるかと思いますが、今、あい・ボードの話になりましたので、順番が変わってしまいますが、資料1の3ページの(5)あい・ボードの運用状況についての総括的評価は表現等で何かありますか。

【越智委員】

書かれていることに問題があるわけではないのですが、数字がおさえられているかと思ってお聞きしたわけです。あい・ボードの運用については様子を見てからということですから、これによろしいのではないかと思いますよ。

【石黒会長】

それでは資料1の17年度と18年度の市民参加手続の実施状況についてというところで、市民憲章の前の3段落について何かご意見はありますか。

無いようでしたら、市民憲章のところの市の木、花、鳥についてこのような記述をすることについてはいかがでしょうか。委員の皆さんからいただいたアンケートの中では、これ以上の検討は不要、難しいという方も5人いらっしゃいますが、実際にやった手続の方法がダメだという書き方はできないと思いますが、別のやり方があったのではないかというご意見も出ていましたよね。

【長委員】

良い悪いは別にして、具体的な改善の方法をこれから議論していかなければならないのではないかと一言を入れたほうがいいのではないかと思います。

【石黒会長】

このたたき台のところでは「今後、同種の決定をする際には、それら多様な手順もあわせて検討することを望む」という表現にしていますが、改善という表現を入れたほうがよいのではないかと趣旨でしょうか。

【長委員】

米印が付いている番屋の湯のところに書いてある「具体的な改善の視点を見出す」ということは、これから一番必要なことだと思います。あいまいにしておくことが今までの根にあったのではないかとしますので、施設を手に入れるあるいは無くすというところでは、市民のコンセンサスが得られるものでなければ将来的にいけないのではないかと思います。

【石黒会長】

この米印のついている2行はたたき台には入らない2行で、番屋の湯については入れないことにしたという説明です。

【長委員】

番屋の湯という実例を入れるのではなくて、後ほどの4ページの公共施設の休廃止というところでも検討してもいいかと思ったのですが。

【石黒会長】

名前を出すということではないけれども、いろいろな市民参加手続について更なる改善を検討していく必要があるのではないかとのお話しですね。

【松尾委員】

確認させていただきますが、今回の答申は誰に向けた答申なのでしょう。市長に向けた答申なのか、市民の方も見るということを意識して答申するべきなのか。

【石黒会長】

市長から諮問を受けて、市長に対して答申するということになりますが、当然、それは市民の方々も見ることはありますね。

【松尾委員】

どうしてこのようなことをお聞きしたかということ、番屋の湯に関しては、現実問題あれがベターだったと思います。時間をかけて市民参加手続を取る状況ではなかったと思いますが、かといって市民参加制度調査審議会として市民の方の目も意識するのであれば、あのことについて何も触れないというのは如何なものかという気がします。市長に対して出すのであれば、市長はよくご存知だと思います。

すのであえて書く必要はないと思いますが、市民の方が見るのであれば、あの状況であのようなことは仕方なかったのだろうけれども云々ということは入れなくていいのかという気がしたのですが。

【羽田委員】

これはまだ案の段階ですから、最終的にどのような書き方になっていくのかわかりませんが、3の市民参加制度の見直しについてというところで、それを受けてアンケートを取ったと思うのですが、行革の中で出されていることもありますし、これから石狩市の公共施設の統廃合の問題は出てきますから、番屋の湯の議論が最初にあって、意見はバラバラですけれども、そこから検討していくのかと思っているのですが、それを市民参加制度の見直しの中に載せるのがよいのかどうか。表現の問題だとは思いますが。

【事務局（佐々木部長）】

番屋の湯の売却について、問題があったとしたらどのようなことだったのかと言いますと、手続きをするべきだったけれども手続きをしている時間が無かったので行わなかったという判断がよかったのかどうかです。今回は番屋の湯の利用方法を決めている条例を廃止することになるので手続きの対象になりましたが、実際に問題にすべきことは利用方法についての条例を廃止することではなくて、番屋の湯そのものをやめること。つまり公共施設の廃止という意味決定そのものを市民参加手続きの対象とすべきなのではないかということです。ですから、制度の見直しについてご議論いただきたいことと、17、18年度の運用として番屋の湯がどうだったのかということとは違うものだということをご理解いただきたいと思います。

【羽田委員】

それであれば長委員も言われたように、番屋の湯のところは記載しないのではなくて、議論があったことは載せるべきだと思います。

【石黒会長】

確かに議論はありましたが、その時に市民の声を活かす条例には違反していないということは確認されたと思います。ただ、もっと前の段階でいろいろなやり方があったのではないかという意見や他にやりようはなかったという意見があったと思いますが、この1番目の項目は条例に基づく制度の運用として問題があったかどうかということですから、番屋の湯の売却に伴って市民参加手続きを取らなかったことは問題ないけれども、制度上それが問題ではないとなっていることが問題ではないのかということですよ。そうすると、実施状況についての評価ではなくて制度改善のところになるのではないのでしょうか。

【松尾委員】

そういう議論があって、今回、公共施設の新増設、休廃止ということに関しても議論しますよね。ですからその経緯については触れておいたほうがよいのではないかと思います。

【石黒会長】

番屋の湯の問題に関わる記述については1番のところでははずすという案で考えていますが、何らかの形で触れる必要があるのではないかと。それは特に制度改善のところの関係もあってなおさらということで、ペンディングにして進めていきたいと思えます。市民憲章や市の花、木、鳥のところはどうでしょうか。文章表現ではなくて、内容として入れていくことはいかがですか。条例上は何らかの市民参加手続きを取らなければならないので、実際に手続きを取ったのですが、そのやり方は審議会で原案を検討してパブリックコメントにかけるといった形の市民参加手続きをしたけれども、もっと前の段階

で広く多くの市民の方がいろいろ出せるような方式がありえたとし、よかったのではないかという意見の方もいらっしゃいましたが、今回の方法がダメだとまでは言えないのでこのような内容にしています。

【大森委員】

文言的にはこのようにまとめるのだと思いましたけれども、市民憲章のパブリックコメントのときに私も意見を出したのですが、やはり最初から市民に関わりを持たせなかったのが不思議でした。これは子どもも巻き込んで学校でもできることだったのではないかと思いますし、それを考えることで自分たちのまちという意識をもっと持たせることができたのではないかと、非常にながかりした事案でした。これは審議会で見識のある、石狩市の歴史背景をよくご存知の方たちが選ばれたものであると聞いておりますけれども、もっと子どもの目線とかいろいろなものを出した上でまとめていかれたらよかったと思います。ですから最後の文言はとても大事にしていけばいいのかと、例えば市民アンケートでそれらの中からひとつ選定するとかそのような方法があることを明記しておくべきだと思います。

【石黒会長】

条例上は何らかの取らなければならないということですが、どの方法を取るのが条例から自動的に決まる形にはなっていないと、ただ、適切な方法を取るように常にやってもらいたいという趣旨を入れるということですね。

【椿委員】

番屋の湯は別として、市民憲章や市の木、花、鳥というのはここに書かれている内容で十分良いと思います。改めて、どういうメッセージが適切かということを考えてみると、いろいろな考え方がありますし、とにかく感覚で考えるというのは範囲が広がってしまいますから、これは極めて適切にまとめてあって良いのではないかと思います。

【石黒会長】

番屋の湯の問題をどのように扱うかについてはペンディングにして、少し進めさせていただきます。1ページの下のところにあります、2の条例施行後5年が経過した時点での総括的評価についてというところですが、審議会の運用状況については先ほど出た議事録の確定の仕方や委員の関わり方について問題があるというご意見の方がいらっしゃいましたけれども、それ以外の部分で(1)から(5)までで何かありませんか。

【長委員】

(2)の3分の2くらいのところに「長年続いてきた「陳情・要望」型から「提案」型へと、市民が思考を切り替えるためには」ということが書かれていますが、これは市民だけに限らず行政も含まれるのではないかと思います。いかがですか。

【石黒会長】

これはどなたかのご意見でしたね。

【事務局(佐々木部長)】

そうです。今回いただいたご意見の中の2ページにありますI委員のご意見です。

【石黒会長】

それを取り入れさせていただいたということですが、ただ、長委員がおっしゃるように陳情・要望型でいた市民がかなりいて、市民というのは世の中全体ですが、それを前提にすると

市民だけではなくて行政の側もそういう意識だったということはそのとおりだと思いますので、市民の側だけがこのような思考に留まっていたという問題があって変えなければいけないというのではなくて、市民と行政とともに変わっていかねばいけないという内容にする必要があるということで、こういう内容自体入れることが問題だということではないですね。

【長委員】

これはもっともなことだと思いますけれども、市民サイドだけでは変わっていかないという気がしますので、行政が変わらなければいけないというのは前提にあると思いますけれども、明文化したほうが市民からの反発を受けなくて良いのではないかと思います。

【石黒会長】

ごもっともなご指摘だと思いますが、その点で違うと思っている方はいらっしゃいませんか。それでは市民と行政がともに変わっていかねばならないという内容に修正することにしましょう。

他にはありませんか。

【松尾委員】

効果とコストの比較については記載しないということで、皆様のご意見を見てもそのような意見が多いのかなと思いますけれども、それとは別に効果はそのままでコストを下げるとか、コストはそのままで効果を上げるような努力は必要な気がしますので、そういう取り組みを今後もやっていくということを入れる必要はないのかと思ったのですが。コスト感覚を持つことは非常に良いことだと思いますので。

【長委員】

今のご意見はもっともだと思います。先ほど越智委員が話されていたように、あい・ボードに入れる資料がどの程度まで減っているのかとか、どこのあい・ボードは利用性が高いとか、そういうことを含めてあい・ボードの運用状況についてコスト感覚を持ってもらうところを取り入れてもらえば良いのかと思います。しかも、パブリックコメントに意見は出さないけれども、関心を持って資料を持っていく人がいることも、資料の減り方によってひとつ目安になるのではないかと思いますけれども。

【石黒会長】

より適切な手法で効率的、効果的に不要なコストをかけないということは必要でしょうし、そういう内容のことも入れる必要があるのではないかというご指摘ですけれども、コストと効果とすると全然違う意味にとって、我々の意図と違うように取られるかもしれないということを指摘されている人も多いと思いますが、今、ご指摘のようなことは皆さん別にご異論無いのではないかと思います。それをうまく表わせるように工夫してみたいと思います。誤解を生じない形で、最小の経費や手間ですら最大の効果を上げる努力をしていくことは必要であることご異論ないということによろしいですね。

パブリックコメントのところ、枠で囲ってある部分は、例えばこのような方法でという案として載せているわけですが、このような形で入れていくことによろしいかということと、良いということであれば例示の内容についてどうかを出していただきたいと思います。例示することについてはよろしいでしょうか。

【越智委員】

ここにある5つの項目は全部入れるのですか。にあるごみステーションは去年の10月から無いですよ。一部マンションなどでは残っているようですが。

【石黒会長】

そうですね。そうするとこれを載せるとなんだろうということになってしまいますね。「市民がより情報に触れやすい形でPC実施の周知を図る」ということは良いのでしょうか。

【松尾委員】

じつはこの意見を書いたのは私ですが、今はもうすでにごみステーションは無いので、こういうことをやって欲しいということではなくて、例えばごみ有料化のパブリックコメントであればこのような方法もあったのではないかという例として出ただけです。

【長委員】

角田副会長は札幌で今までいろいろやってこられて、パブリックコメントで意見がたくさん出る工夫として具体的なことがあれば教えていただきたいし、事務局のほうも具体例で出すのであればその情報も調べて次の審議会で提案してもらって、その中からまた決めていってはどうかと思いますけれども。

【角田副会長】

札幌市の状況のご質問がありましたのでお答えしたいと思います。札幌の市民も意識的にはそう変わらないと思います。テーマによっては意見がたくさん出てくるものもありますけれども、出てこないほうがかなり多いですね。単に意見を出してくださいというのではなくて、例えばワークショップとか地域のほうに出向いていろいろなことをやると結構意見が出てきますので、いろいろな方式を考えながらなるべく多くの市民の意見を吸い上げるような努力はしておりましたね。

【石黒会長】

具体的な例示を入れることはよいということによろしいでしょうか。

【大森委員】

これはすでに終わった事例としてここに書かれていますけれども、これから公共施設の統廃合がありますが、今、学校給食センターの統廃合という問題が出てきています。その場合にパブリックコメントをするときに利用者に直接働きかけるような形もできると思います。実際に給食を食べている本人や保護者の方に意見を求めたり、アンケートを取ることがすごく大事だと思いますので、ここに記載するのは、他の事例にも当てはまるような例示にしてもらいたいと思います。

【羽田委員】

のアンケートのように答えやすい形で問いかけるというのは、やはり答えやすいと思いますので、今までパブリックコメントをくださった方にアンケートを出すということも良いのかなと。ただ、コストの問題になると、そういうものには郵便代もかかるということもあるかと思いますが、こちらからアクションしないと意見がなかなか上がってこないというのは事実だと思います。同じ人ばかりが意見を出していると言っている人もいますが、それはそれでどんどん意見を出してもらってそういうことも大事だと思います。

【石黒会長】

確か、審議会制度のところでもそのようなことを書いていましたね。3割弱の人が委員になってもよいと考えている人がいて、そういう関心のある人に働きかけていくということも必要ということでしたね。

【羽田委員】

アンケート形式が答えやすいということはあると思いますね。

【石黒会長】

ほかにはよろしいでしょうか。時間も押し迫っておりますので、4ページからの3番目の制度の見直しですが、あらたに対象にしたらどうかというふたつと逆にはずしていくというふたつなのですが、いずれも委員の中でそれぞれ両論意見がありますが、イメージしやすくなるようにということをお願いして(2)のところについては、新たに制度改正として加えるとしたらどのようなことになるかと言うものです。別表にはこのように入れますが、手続は必要ないのではないかというものについては(1)から(3)ではずすような形で規則で定めることとなります。拡大するといってもすべてが入るわけではないし、ここにあげられているもののなかでこれは必要ないとか、これを入れたほうがよいというご意見もあろうかと思えますけれども、これを見た上でどのようにお感じになりましたでしょうか。

【長委員】

総合計画で策定されたものについては、優先順位は特に決まっているのでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

優先順位は決まっています。ただ、現在総合計画の中では財政見込みというものを作っていますが、その財政見込みを立てる上でこのような事業をやるということで仮定して財政見込みを作っています。そういう意味で主要事業を入れることになっておりまして、一応は全部やるということで書いていることとなります。

【長委員】

旧厚田村は過疎債みたいなものを使えたので、行政自体の負担が意外と少ないということと、その分あとから交付税で戻ってくるという考え方があったので、国や道で示されるような事業計画にはそこそこ載っていてやってきたという経緯がありますが、それが負担になってきて施設の統廃合や市町村の合併ということにもなったのかという気がしますが、そういう意味では市民サービスの根幹みたいなところがありますので、総合計画を作って、このようなものを作っていくというときには、最低でも優先順位やランク付けをするということでの市民参加が必要だと思うし、そういう施設を廃止するときには少なくとも住民に意見を聴いて、それをどういう形で再利用していくかというような手続をきちんと作っておかないと、番屋の湯のようになんとなくもやもやしたものが残ってしまうと行政と市民とのつながりがうまくいかないような気がしています。

【羽田委員】

私は対象としたほうがよいという7人の中に入っているのですが、今、南線小学校の体育館を建て替えています。あれも公共施設ですよ。前に実施設計までいってダメになった南の複合施設とかあの種の議論は市民はものすごく興味があって、意見の中で市民の関心が高いと思われる施設というのがありますが、何を持って関心が高いと思われるのか、南線小学校の体育館であれば建て替えたほうがよいと皆さんが納得できるものもあるかと思えますね。各論で言えばどうなのかと疑問を持たざるを得ない施設もあります。

【事務局(佐々木部長)】

それについてはこのイメージで書いてありますけれども、この中で言えば市道や上下水道や健康で文化的な生活を送るために最低限必要という、要は議論の余地がないと思われるものは対象外にしますけれども、それ以外については対象にしますとここでは線を引いています。このような形になるかどうかはわかりませんが、線は引かざるを得ないと思います。ただ、小学校の体育館は対象外で南の

複合施設は対象になるというような引き方は難しいのではないかと思います。

【長委員】

これから財政はもっときつくなると思いますので、どうしても優先順位をつけていかなければどうしようもないと思うのです。きちんとルールを作っておかなければ、具体的な話をすると、厚田では合併前に望来中学校を建て替えるということで計画が進んでいたのですが、それが合併したとたん廃校になって厚田中学校に統合したということで、地域の人には行政とは何かという気持ちを抱いていましてそういう時だからこそ、きちんとした基準を決めておけばだいたいの方が納得できるような気がします。先ほど言われたように健康で文化的な生活を送れる最低限必要なものは絶対にできますということであれば心配はしないですけれども、それすら危なくなっているのではないかという気がしますけれども。

【大森委員】

(3)に災害、火災等により物理的に使用不可能となった公の施設と書いてありますが、この「等」というのが引っかかっています。というのは浜益の給食センターが老朽化して使えなくなってしまう状況だということで廃止の方向になっていますが、老朽化についても「等」の中に入ってしまうのかどうかということと、住民に早い段階から問題を提示してその地域の人たちがどのように考えてどのような解決方法を望んでいるかをきちんと求められる制度が私は絶対に必要だと思います。例えば望来中学校が廃止になるから厚田中学校と統合しますがよろしいでしょうかという市民参加手続ではなくて、廃止になったらどうしていくのかという企画の段階から市民参加していけるようなことができないのかと思います。

【石黒会長】

今、イメージとして改正するとした場合の文言で心配をされていますが、想定しているのは地震で壊れて使えなくなったというようなものだと思いますが、老朽化はこの「等」に入るのかということはこの審議会でやれるレベルではないと思いますね。大きな方向としてこういうものを入れるほうに改正するのか、改正するとしても全部やるのは問題が出てくるのではないかと考えているのだと考えていただきたいということです。現行どおりでよいという意見の方も何人かいらっしゃいますが、改正するとしたらこのような感じになるというのを見て、これであればよろしいのではないかと思うのか、それでも如何なものかということなのかということもあるでしょうし。

【越智委員】

枠内の参考の四角のふたつめの「条例を受けて次のような条項を追加する」という意味がよくわからないのですが、最低限必要な公の施設の新設についてはパブリックコメントに含めるということですか。

【石黒会長】

そうではなくて、この規則のところは市民参加手続からはずすという参考のモデルです。

【越智委員】

今の議論は公共施設の新設を手続に入れるか入れないかではないのですか。

【石黒会長】

公共施設の新増設とか休廃止については現在対象にしていますが、これを対象にすると変えることはどうかと、ただし、それでも全部やる必要はないのではないかというものがあって、それははずすように改善して、例として規則にあげているようなものをはずしてはどうかですね。

【越智委員】

私は対象にするのは無理だと思います。先ほど出た学校の体育館ですが、これをパブリックコメントの手続をとったときに、対象は石狩市民全員ですから関係の無い人がほとんどです。だから反応が無いと思いますね。逆に私のいる地域でどんなことがあっても、花川の人とは全然関係ないですよ。このお金の無いときに物を作って欲しいといっても無理なことではないですか。ただ、地域住民との十分な話し合いは必要だと思いますよ。話し合った上で納得したものを作っていくということだと思います。ですから私は入れる必要はないと思いますね。

【長委員】

潤沢にお金があればそれは可能だけれども、予算が限られていくことは目に見えているわけですから、その中でどれをどういう順番で決めることが一番大切なことだと思います。初めのうちは地域エゴのようなものが出るかもしれませんが、最終的にはそうではなくなるような気がします。それに参加した住民は少なくとも納得するとか、いくら反対の立場であっても参加すれば納得はします。参加しないで全く外にいと、結果が悪いといろいろ言う人が多いですから、そういうことをこれから行政と市民が一緒になって変えていくことが石狩市では必要ではないかと思っています。

【石黒会長】

パブリックコメントや審議会は代表的な手続ですけども、必ずしもそれに限らないわけで、ワークショップなどもありますね。手法はそれぞれの決定に適切なものができるだけ考えて採用することに務めるわけです。

【青木委員】

資料1の制度改正を必要とする考え方の中に、職員アンケートでも施設の建設や買取を市民参加手続の対象に加えたほうがよいという意見がありますが、職員の方から意見が出るということは、この市民参加制度に賛成して意見が出たのか、市民として書かれたのか、また職員の立場で皆さんがそうだったのか、それによってはもっと市政とか、市の計画を深く知る委員の方が必要だと思います。

【石黒会長】

その職員の方がどういう立場で書かれたかはわからないと思いますが、何かありますか。

【事務局（佐々木部長）】

これは推測ではありますが、やはり施設の買取などがありまして、それを買い取る必要はないのではないかという意見も市民の中にもありましたし、役所の中にもあったわけです。そういうことを踏まえた上で出てきているのではないかと思いますけれども、先ほど長委員もおっしゃっているように財政状況が非常に厳しい中で、施設を作るとすればそれなりのお金がかかるわけですから、お金をかけてまで施設を作るか作らないかということについて市民の意見を聞いた上で判断してもよいのではないかという感覚ではないかと推測しています。立場としては市の職員という立場で答えていると思いますし、市民参加制度そのものをもっと活用したほうがよいという立場でこのような意見を書いているのではないかと思います。

【石黒会長】

書いた人は誰だかわからないので、書いた人に確認することはできませんからね。

【青木委員】

市の計画は1年や3年の単位ではないと思います。その前後がよくわからないのにこういった多くのものを考えていくのはとても難しく、市としての意見をもっと出されたほうがわかりやすいので

はないかと思いますね。

【石黒会長】

パブリックコメントにかけるときは市のほうで一定の案を作っておくわけですが、審議会の形では案を作って検討してくださいという場合もあるでしょうし、そこで案を作っていくということに近い場合もあるでしょうか。この制度としては最終決定する前に何らかの形で市民の方が参加して意見を出して、その意見を聞いた上で決定するルートを設定する制度で、一定のものは原則やらなければいけないということにしているけれども、公共施設の新増設や休廃止についてはその対象に入っていないので、ものによっては入れる必要があるのではないかという検討です。

越智委員は無理ではないかというご意見でしたが、ほかの方でも現行どおりでよいとおっしゃっている方もいますけれども、対象を広げることにについてご意見のある方はいらっしゃいませんか。

【大森委員】

私は拡大したほうがよいという考えです。制度改正が必要とする考え方の1番目に書かれています。が、事業実施の段階で市民も参加することは必要だと思います。

【石黒会長】

ご意見は分かれていますね。時間がオーバーしていますので、申し訳ありませんが対象を狭めるほうのことを先にやっけてしまいます。(3)と(4)になりますが、特に(3)のところでは現在都市計画と森林整備計画についても対象になっていて、二度手間になっているので対象からはずしてもよいのではないかとこのところについて、違いをわかりやすく出していただいています。こちらでも現行どおりでよいという方が7人いますが、これを見てもはずすべきではないというご意見でしょうか。

【松尾委員】

当り前のことかも知れないのですが、現行で都市計画の場合、1か月間やってそのうち2週間か3週間は都市計画の部分についての意見聴取も同時にやっているということなのでしょう。

【事務局(佐々木部長)】

そうではなくて、ひと月都市計画の手続をやっているということです。都市計画のほうでは最低の期間が決まっています、通常は全国どこでもだいたい最低の期間でやっています。石狩市の場合は条例でひと月という期間がありますので、ひと月やっても都市計画法違反にはならないだろうと。それであればひと月間やってくださいということにしています。

【松尾委員】

それでは森林整備計画については、現行でも改正しても変わらないということですね。

【事務局(佐々木部長)】

そうですね。

【石黒会長】

そうであれば森林整備計画についてはどうしてもはずす必要があるのですかという疑問が逆に出てくるとおもうのですが。

【事務局(佐々木部長)】

森林整備計画は手続的にあまり件数がなくて何年かに1回というペースの手続なのですが、都市計画はかなり頻繁に出てきています。都市計画のほうは結構不自由になってきているという話を聞いております。

【羽田委員】

ちょうど今は容積率の関係で、直接市民に関わっている問題がありますね。例えば地区計画を立てて縦覧をするということであれば、あまり市民には関わらないかもしれませんが、容積率や建ぺい率を変えるということであれば家の建て替えの問題も含めて、個人個人に直接降りかかる問題も抱えていますよね。逆に制度を改めると縦覧期間が短くなったりしますから、あえて触る必要はないのではないかと思います。必要なときにきちんと取れる体制を作っておくのが市民参加の大切さで、これを比較すると制度改正しないほうが市民が必要なときに取りやすいのではないかと判断します。

【事務局（石澤主査）】

都市計画の関係で説明しますが、都市計画の案件は石狩市が決定するものと北海道が決定するものがある、範囲が広がって広域都市計画ということになりますと、隣接する札幌市や小樽市と一緒に計画決定を求められるものもありまして、それが札幌市では2週間しか縦覧期間がないけれども、石狩市では1月やるという不都合が現在生じていて、最終決定の時期をどちらかが調整しなければならないのでそれらの整理がなかなかできないところもあるというのがひとつです。それと、都市計画の場合は利害関係が大きいものですから、住民の理解を得るような手立てとして縦覧・意見提出という手続もあれば、その前段で説明会、意見聴取会というものを複数回やるのが義務付けられていますので、その中で相当時間をかけて説明した上で反対が少ないという判断に立った上で手続を進めていく流れになっていますので、仮に市民参加手続を法定のとおりに戻したとしても、縦覧期間が長いのか短いのかの影響はさほどないというのが実態だろうと思います。

【椿委員】

私は現行どおりでよく、何も積極的に市民参加の範囲を縮めることはないという考え方を取っていますが、「制度を改めた場合の取扱い」に書かれている、都市計画決定や森林整備計画の決定というのは法律に基づいているわけですね。そこで周知期間や意見提出期間が定められているのであれば、あえて市の条例を適用して1ヵ月間にするほどのことはないかと思います。法律で規定されているものよりも期限を延ばしても違法でもないし問題はない、かえって意見がたくさん集まっていいというメリットはあるにしても、基本的には法令で決めてあるものについてはそのまま一向に構わないのではないかと思います。そういう意味で、私は「現行どおりでよい」というところに入れていましたが、私は「除外してもよい」に変えたいと思います。

【石黒会長】

椿委員の場合は、アンケートの時には変更しなくてよいとしていたけれども、これに関しては手続からはずしてもよいのではないかとということですね。よくわからなかったことの説明や、ほかの方の意見を聞いて、アンケートのときの意見と違ったという方はいらっしゃいますか。

【越智委員】

全員の意見が一致しなければダメですか。

【石黒会長】

それは難しいと思います。そこでどうするかだと思いますが、一致しなければ現状維持で行くべきなのかは検討させていただいて、予定しているのはあと1回ですから、次回に向けてどういう形で案を作ってお諮りするかということも検討させていただきたいと思います。

終わる前に何か確認しておきたいことや言っておきたいことがある方はいらっしゃいませんか。

いないようですから、第3回に向けてどういう形で答申案をまとめていくかを含めて、またご意見を伺うというようなことをしなければならぬかと思いますが、今すぐ案がないので検討させていた

だきたいと思います。次回は予定としては9月でしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

次回ですけれども、本日は私の説明が長くなってしまい、審議時間を短くしてしまいまして本当に申し訳ありませんでした。3回目に向けてどのような整理をしていけばよいのかは会長とお話しをさせていただかなければならないと思っております、その結果次第ではもう一度各委員さんからご意見をいただいたりするような作業が場合によっては必要になる可能性もあるかもしれませんので、事務局としては9月下旬と考えていたのですが、会長と調整させていただいた上で、後日各委員のご都合を聞いて日程を決めていくようにしたいと思いますがいかがでしょうか。

【石黒会長】

そのようにするしかないと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

それでは、時間を超過して大変申し訳ありませんでしたが、第2回の審議会をこれで終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

平成 年 月 日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長